

# 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」

## いのちを守る自殺対策緊急プラン【概要】

### 自殺対策基本法成立後の主な取組

- ・自殺対策基本法施行(平成18年10月)
- ・自殺総合対策大綱策定(平成19年6月)
- ・自殺対策加速化プラン策定(平成20年10月)
- ・地域自殺対策緊急強化基金の造成(平成21年度から3カ年)

### 最近の自殺をめぐる状況

- ・平成10年以降、12年連続年間3万人超  
平成21年の自殺者数は、32,753人(暫定値)。前年比504人増。(1.6%増)
- ・厳しい雇用情勢  
完全失業者数は14ヶ月連続して増加(21年12月末時点)

- ・「自殺対策緊急戦略チーム」(内閣府政務三役及び内閣府参与)の発足
- ◆「自殺対策100日プラン」の取りまとめ(21年11月)
  - ①年末・年度末に向けた緊急対策
  - ②政府が取り組むべき中期的な施策等を提言

「当事者本位」の施策の展開へと政府全体が意識改革を図り、一丸となった対策の緊急強化

「いのちを守る自殺対策緊急プラン」の策定へ

### 1. 社会全体での取組

#### 【普及啓発の推進】

- 「自殺対策強化月間」(3月)
  - 地域の先進事例の普及
  - 睡眠・アルコール問題
- 等

### 2. 相談・早期対応体制の充実・強化

#### 【相談体制の充実・強化】

- ハローワークにおける心の健康相談
- 法テラスによる法律相談
- 中小企業経営者向け相談
- 教育相談(スクールカウンセラー等)
- 生活支援相談(住居、生活保護等)や農村における各種支援活動との連携

#### 【早期対応体制の充実】

- ゲートキーパー(かかりつけ医、消費者相談員等)の育成・拡充
  - 職場での心の健康づくり
  - 「生きる支援」の総合検索サイトの取組の普及
- 等

### 3. 状況分析や実態解明による効果的な対策

- 自殺統計データの解析・情報提供の充実
  - 子どもの自殺の実態調査
- 等

### 4. 制度・慣行の検討

- 連帯保証制度等の在り方の検討
- 自殺の要因の背景にある制度・慣行の把握

### 5. ハイリスク地・ハイリスク者への重点的な対策

#### 【ハイリスク地対策】

- 鉄道駅ホーム・高層建築物対策
- 自殺多発地域の取組の把握

#### 【ハイリスク者対策】

- アルコール・薬物依存者等への支援関係者の資質向上
  - うつ病の診療技術の向上
  - インターネット上の自殺関連情報対策
- 等

### 6. 自殺未遂者への支援強化

- 精神科医と救急医の連携強化
  - 自殺未遂者の診療等の研修
- 等

### 7. 自殺者の遺族への支援強化

- 遺族支援の優良事例の普及
  - 自死遺族ケアの充実
- 等

### 8. 推進体制の強化

- 内閣府の総合対策センター機能の強化

### 9. ワンストップ総合相談体制

- 事例調査による総合相談体制の推進

# いのちを守る自殺対策緊急プラン

平成 22 年 2 月 5 日  
自殺総合対策会議決定

平成 21 年における我が国の自殺者数は、前年を 504 人上回る 3 万 2,753 人（平成 21 年 12 月末時点暫定値）であり、平成 10 年以降、12 年連続して年間の自殺者数が 3 万人を超える高い水準で推移する大変憂慮すべき状況にあります。

このような状況の中、昨年 11 月、自殺対策を担当する内閣府政務三役と内閣府本府参与により構成する「自殺対策緊急戦略チーム」において「自殺対策 100 日プラン」が取りまとめられ、その中で、政府として取り組むべき「中期的な視点に立った施策」に関する提言がなされたところです。

現下の自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」を以下のとおり定めます。

## 1. 社会全体で自殺対策に取り組む

○「自殺対策強化月間」の設定と普及啓発の推進【関係省庁の協力を得て内閣府】

- ・ 例年、月別自殺者数の最も多い 3 月を「自殺対策強化月間」と定め、地方公共団体、関係団体等とも連携して、重点的に広報啓発活動を展開するとともに、関係施策を強力に推進します。

- ・ 経済団体、労働団体、関係する職能団体、当事者等の団体及び支援団体、関係する学会、直接自殺対策に関する活動を行っている団体以外の、広い意味で自殺対策に資する活動を展開している団体及び自殺対策に関する普及啓発事業等に協力することのできる全国組織・体制を有する団体等、できるだけ幅広い団体からの協賛を得て、当事者が支援を求めやすい環境を作るための「生きる支援」として、「自殺対策強化月間」の普及啓発事業を展開します。
- ・ 長時間労働や失業、事業不振等の社会経済的な様々な問題を抱えた中高年男性に焦点を当てた「睡眠キャンペーン」等を実施します。

#### ○地域自殺対策緊急強化基金事業等における先進事例の普及

- ・ 地域自殺対策緊急強化基金による事業も含め、地方公共団体、民間団体等による自殺対策に関する先進的な取組事例の情報を収集・整理し、優れた取組については、広く普及を推進します。【内閣府】

#### ○報道関係者に対する普及啓発の促進

- ・ 報道が自殺を誘発したり、精神疾患・精神医療への偏見を助長したりすることのないよう、また報道機関には自殺対策に資する報道に努めてもらうよう、世界保健機関の「自殺予防・メディア関係者のための手引き」の更なる普及啓発の促進を図ります。【内閣府及び厚生労働省】

#### ○アルコール問題に関する啓発の推進

- ・ 中高年男性における自殺とアルコール問題の密接な関係性を

踏まえ、一般国民を対象として、うつ病に加えて、アルコール問題に関する啓発キャンペーンを実施します。【内閣府及び厚生労働省】

### ○子どもを見守り育てる体制づくりの推進

- ・関係府省や民間団体が連携し、「子どもを見守り育てるためのネットワーク推進会議」において、子どもを対象とした相談体制の充実や子どもの居場所づくり等の取組を進めます。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省】

## 2. 相談・早期対応体制を充実・強化する

### ○地方公共団体における相談支援事業の効果的な実施

- ・都道府県等による地域自殺対策緊急強化基金等を活用した相談支援事業について、民間団体等のノウハウを活用した効果的な実施等が可能となるよう、必要な支援・研修や情報提供等を実施します。【内閣府】

### ○ハローワークにおける心の健康相談等の実施

- ・平成21年末に向けて都道府県等が実施したハローワークにおける心の健康相談や法律相談等について、平成21年度末に向けてより多くのハローワークにおいて実施され、また、平成22年度以降も引き続き実施されるよう必要な支援を行います。【内閣府及び厚生労働省】

### ○「住居・生活支援アドバイザー」等による相談との連携

- ・「住居・生活支援アドバイザー」や「非正規労働者専門支援員」等が実施する求職者に対する各種支援制度に関する相談にお

いて、必要に応じ、心の健康や多重債務等に関する相談窓口への紹介等を行います。【厚生労働省】

#### ○日本司法支援センター（法テラス）における相談支援の強化

- ・ 日本司法支援センター（法テラス）において、自殺の社会要因の解消に関わる相談窓口をより適切に紹介できるよう関係機関との連携強化を図り、コールセンターや地方事務所、ホームページなどを通じた情報提供の充実に努めます。また、現に多重債務問題や労働問題等を抱えている人に対し、関係機関と連携・協力のうえ、民事法律扶助制度を活用して問題の解決を図ります。【法務省】

#### ○中小企業経営者向け相談対応の充実・強化

- ・ 商工会・商工会議所等の経営安定特別相談室において、資金繰り、債務返済の相談対応を強化します。【経済産業省】
- ・ 全国52箇所の「地域力連携拠点」において、債務返済など経営課題の解決を支援するため、弁護士を選定し、「経営者のための法律相談」を実施します。【経済産業省】
- ・ 「自殺対策強化月間」における中小・小規模企業経営者向けの多重債務相談等の実施に当たっては、都道府県・市区町村の多重債務相談部局と自殺対策部局との連携等の一層の充実・強化を図るよう、都道府県等に要請します。【金融庁及び経済産業省】

#### ○学校教育における児童生徒の心の健康教育の推進

- ・ 心の健康教育に優れた成果を挙げているとされる地域の先進

的な取組事例を参考にして、児童生徒の心の健康教育を積極的に推進します。【文部科学省及び厚生労働省】

### ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

- ・ スクールカウンセラーの配置の拡充、スクールソーシャルワーカーの配置等により、学校における教育相談体制の一層の充実を図ります。【文部科学省】

### ○相談員向けの「生きる支援マニュアル（仮称）」の作成

- ・ 地域において自殺の社会的要因や心の健康等に関する相談業務に携わる相談員が、当事者にとって使いやすい支援策を効率的かつ効果的に紹介できるよう、当事者の抱えている問題ごとにフローチャート式に支援策を整理した「生きる支援マニュアル（仮称）」のひな形を作成し、その普及に努めます。【内閣府】

### ○ゲートキーパーの育成、配置の拡充

- ・ かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上を図るため、精神科を専門としない医師に対するうつ病診断能力向上や小児の精神疾患への対応力向上のための研修を行います。【厚生労働省】
- ・ 心理職等を対象として、精神保健医療における資質向上のための研修を実施するとともに、地域自殺予防情報センターにおける「自殺対策専門相談員」の配置を拡充します。【厚生労働省】
- ・ 消費生活センター等において、多重債務問題に対応する専門家の配置拡充を促進します。【消費者庁】

- ・ 農村地域における生活支援等の助け合い活動に取り組む農村女性グループ等に対して、心の悩みを抱えた人等に適切な相談機関等を紹介する取組を支援します。【農林水産省】

#### ○職場における心の健康づくりに関する啓発と相談窓口の紹介

- ・ 職場における心の健康づくりに関する取組事例集を作成し、事業者等に周知するとともに、職場のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、相談窓口の紹介等各種取組について、平成21年度末を中心に集中的な啓発活動を行います。【厚生労働省】

#### ○民間における「生きる支援」の総合検索サイトの取組の普及

- ・ 民間団体等において作成されている、様々な分野の支援策や相談窓口等に関する各地域の情報の検索サイト等について、その取組が普及されるよう周知を図ります。【内閣府】

### 3. 状況分析や実態解明を進めて効果的な対策を講ずる

#### ○自殺統計データの解析、情報提供等の充実

- ・ 警察庁から内閣府に対して、毎月、都道府県別及び市区町村別（自殺者の生前の住居地及び発見地）等の自殺統計データを提供し、内閣府において集計・公表します。【警察庁及び内閣府】

#### ○子どもの自殺の実態調査等を踏まえた自殺予防の取組の推進

- ・ 子どもの自殺が起こった際の危機対応、背景調査といった事後対応の在り方について検討を行い、子どもの自殺予防に向けた取組を進めます。【文部科学省】

#### 4. 制度・慣行にまで踏み込んだ対策に向けて検討する

##### ○連帯保証制度を含む保証制度の在り方の検討

- ・ 連帯保証制度を含む保証制度を対象として、保証人の負担等に配慮しつつ、円滑な資金調達等も含めた幅広い観点から、その在り方を検討します。【法務省及び金融庁】

##### ○自殺の社会的要因の背景にある制度・慣行の把握

- ・ 民間団体等が行っている自殺の実態調査等も参考にしながら、自殺の危険を高める要因となっている社会的要因の背景にある制度・慣行の問題点の把握に努めます。【関係省庁の協力を得て内閣府】

#### 5. ハイリスク地・ハイリスク者について重点的に対策を講ずる

##### ○鉄道駅ホームや高層建築物等における対策の強化

- ・ 鉄道駅ホームのホームドア・可動式ホーム柵等の整備については、鉄道自殺対策にも寄与することを踏まえ、その一層の促進に向け、関係地方公共団体と財政措置も含めた連携を更に進めつつ、鉄道事業者や学識経験者等との検討等の必要な取組を進めます。【国土交通省】
- ・ 高層建築物等において、転落防止等の安全確保の徹底を図ります。【国土交通省】

##### ○アルコール・薬物依存者や自傷行為者等への支援に当たる関係者の資質の向上

- ・ 精神科医療関係者を対象として、自傷・自殺企図を繰り返す患



者、遺族の理解と対応に関する研修会を実施します。【厚生労働省】

- ・ アルコール・薬物依存症等からの回復支援に取り組む民間団体の施設職員に対し、一層の対応力の向上を目的とした研修会を実施します。【厚生労働省】
- ・ 自殺の危険性が高い者に対する向精神薬の長期処方や複数の医療機関からの向精神薬の処方に関して、医療従事者への注意喚起等の取組を促進します。【厚生労働省】

#### ○行方不明者の発見活動の確実な実施

- ・ 行方不明者の届出主体の拡大、届出手続の利便化等を内容とする国家公安委員会規則の制定を踏まえ、自殺のおそれがある行方不明者の発見活動のより確実な実施を図ります。【警察庁】

#### ○うつ病診療の技術の向上

- ・ うつ病患者が、薬物療法、認知行動療法等の精神療法を含め、質の高い治療を受けられるよう、専門医療機関の診療技術の向上を図ります。【厚生労働省】

#### ○自殺多発地域における取組の把握

- ・ 自殺多発地域における関係機関や民間団体等による現状の取組の実態調査を行い、当該地域における効果的な取組の在り方等について検討します。【内閣府】

#### ○インターネット上の自殺関連情報対策の推進

- ・ インターネット利用者からの違法情報、有害情報に関する通報

を受け付け、サイト管理者等に削除するよう依頼するインターネット・ホットラインセンターの存在について周知活動を行い、人を自殺に勧誘・誘引する情報についての通報数の増加を図ります。【総務省及び警察庁】

## 6. 自殺未遂者のための支援を強化する

### ○自殺未遂者の再企図を防ぐための連携強化

- ・ 自殺未遂者が自殺を図り、救急搬送された際に、再び自殺企図を繰り返すことのないよう、救急医と精神科医の更なる連携の強化を図ります。【厚生労働省】

### ○自殺未遂者の「居場所」づくり等への支援

- ・ 自殺未遂者が孤立して再企図することがないように、自殺未遂者の「居場所」づくり等への支援を行うことの可能性について検討を行うため、必要な情報収集を行う。【内閣府及び厚生労働省】

### ○自殺未遂者に対する診療等に関する研修の実施

- ・ 精神科救急医療従事者等に対する自殺未遂者ケア研修等を実施します。【厚生労働省】
- ・ 医療機関において、自殺念慮を有する者・自殺未遂者の診療を行う際に自殺の危険性の評価がなされるよう研修を行います。【厚生労働省】

### ○自殺未遂者のケアに関するガイドラインの活用状況等の調査

- ・ 精神救急医療の現場等における医療関係者等を対象として、自

殺未遂者のケアに関するガイドラインの活用状況や自殺未遂者の自殺企図経験等に関する実態調査を実施します。【厚生労働省】

## 7. 自殺者の遺族のための支援を強化する

### ○地域における自死遺族支援の優良事例の普及と相談対応マニュアル等の作成

- ・ 地域における総合的な自死遺族支援のモデルとなる取組を調査するとともに、自死遺族の相談対応に関する初期対応マニュアル（窓口用）やリーフレット（当事者用）のひな形を作成し、その普及に努めます。【内閣府及び厚生労働省】

### ○自死遺族のケアに関するガイドラインの効果的活用に関する検討

- ・ 地方公共団体等における自死遺族ケアに関するガイドラインの活用状況について実態調査を行うとともに、当該調査を踏まえ、その効果的な活用の在り方について検討します。【厚生労働省】

## 8. 推進体制を強化する

### ○内閣府における総合対策センター機能の強化

- ・ 民間団体等との連携を図りつつ、政府一体となって、関係する他分野施策と連動して自殺対策をより一層総合的に推進するため、内閣府自殺対策推進室の体制を拡充して、情報収集、科学的分析・検証、発信等の機能を強化します。【内閣府】

## 9. 地域のワンストップ総合相談体制を推進する

### ○総合相談窓口の事例調査

- ・ 地域における総合的な相談窓口の運用に関して、先進的な取組を進める地方公共団体や海外における事例調査を実施します。

【内閣府】